

所得税の確定申告および町・県民税申告の大切なお知らせ

日頃より、税務行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和4年分の申告につきまして大切なお知らせがありますのでご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中央公民館の申告相談会場（2月16日（木）～3月15日（水））の運用などに注意点がありますのでご確認ください。

なお、今後の感染状況により、運用が更に変更になる場合もあります。

★新型コロナウイルス感染予防対策について

- ご来場の際は、できる限り1人でお願いします（提出のみの場合は家族分を1人で持参するなど）。また、マスク着用のうえ、筆記用具の持参、入場時は手指のアルコール消毒にご協力ください。
- 受付の際に検温を実施します。
体温が37.5度以上の発熱が認められる場合は入場をお断りさせていただきます。
なお、発熱等の症状で体調がすぐれない方は来場をお控えください。

★混雑回避のための定員管理による申告相談件数の制限について

- 中央公民館会場の受付日時 2月16日（木）～3月15日（水） 午前9時～正午まで
※土、日および祝日を除きます。
- 受付時に「入場整理券」を配布します。
1日の定員（申告相談件数が50件）に達した時点で受付を終了します。当日の早朝の混雑状況によっては、受付開始前であっても、当日の受付を終了します。
※「入場整理券」に記載された時刻までは、申告書相談作成会場に入れません。
- 受付は午前のみ（ただし、1日の定員に達した時点で終了）です。
※午後は受付を行いません。午前中に午後分の受付も行いますので、午前中に来場しても午後の相談になる方がいます。
- 中央公民館会場の申告相談の受付は当日の先着順（整理券を配布）です。予約は行っていません。

★ご自身で作成し完成している申告書の提出について

- 申告受付開始の初日（2月16日）は、提出のみであっても非常に混雑いたします。
受付に長時間お待ちいただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。
※提出の際は、必ず確定申告書の本人控をご持参ください。受付時間の短縮と混雑回避のため、受付で本人控のコピーはいたしませんのでご了承ください。

★申告の相談内容について

計算が複雑な申告や、税務署の判断を要する申告は、役場では相談作成できません。

①「事業等（営業、農業、不動産）の所得」について【昨年度から変更していますのでご注意ください】

○営業、農業、不動産の**事業等の申告相談は行いません。事業等の申告は税務署会場で申告してください。**

※昨年、町申告会場（中央公民館）で営業、農業、不動産のいずれかの「収支内訳書」を作成していても、**事業等（営業、農業、不動産）の申告のある方は、税務署会場で申告してください。**

②「医療費控除」について

○**事前にご自宅で「医療費控除の明細書」の作成**をお願いします。

○医療費控除の明細書が**完成していない場合は、受付できません**のでご注意ください。

③「寄附金控除」について

○ふるさと納税を含む**全ての寄附金控除（所得控除、税額控除）の申告相談は行いません。**

④「住宅借入金等特別控除」について

○居住開始年に関わらず**全ての住宅借入金等特別控除の申告相談は行いません。**

⑤「雑損控除」について

○**全ての雑損控除の申告相談は行いません。**


⑥町申告会場で相談できない「所得」について

○**「譲渡」「配当」「退職」「山林」「先物取引」の所得の申告相談は行いません。**

⑦町申告会場で相談できない「申告」について

○**「青色申告」「相続税・贈与税・個人消費税の申告」「過年分の申告」「準確定申告」「その他複雑な計算を要する申告」の申告相談は行いません。**

★成田税務署からのお知らせ

申告会場	イオンモール成田 2階 「イオンホール」	
開設期間	2月6日（月）～3月15日（水）【受付】午前9時～午後4時まで	
受付時間	※土、日、祝日を除く。入場整理券の配布状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。	
相談・受付内容	所得税、贈与税、個人消費税の申告 ※相続税の相談は除く。	
休日相談・受付	2月19日（日）、2月26日（日）	
申告書の郵送先	〒286-8501 成田市加良部1-15 成田税務署 個人課税部門 成田税務署 ☎ 0476（28）5151（代表）	
○イオンモール成田会場への入場には、「入場整理券」が必要	オンラインで入場整理券を事前発行	
要です。入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。国税庁の公式LINEアカウントを「友だち追加」していただくことで、日時指定の入場整理券を入手する手続きが行えます。ぜひご利用ください。	LINEアプリでの「友だち追加」はこちらから！	

※申告の詳しい内容については**広報1月、2月号、町ホームページ**をご参照ください